

**令和8年度（2026年度）地域課題解決型起業支援補助金**

**補助事業者（執行団体）公募要領**

本県では、「地域課題解決型起業支援事業」を実施します。

そこで、本事業を円滑かつ効果的に実施するために、間接執行の仕組みにより事業を実施することとしており、補助事業者（執行団体）を募集します。

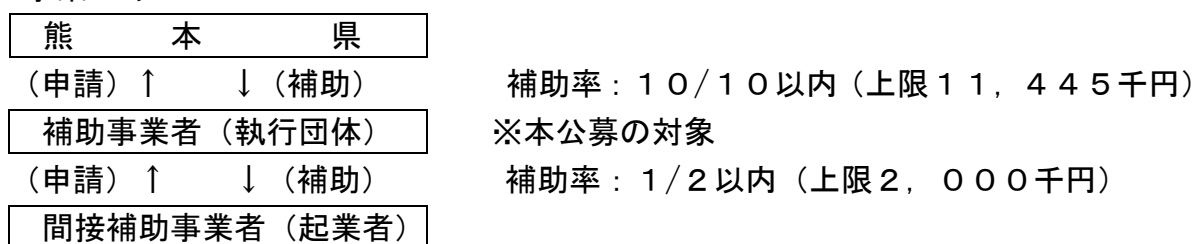
つきましては、熊本県補助金等交付規則及び地域課題解決型起業支援補助金交付要項を参照し、企画提案書を御提出ください。

## 1 事業概要

### 1-1. 事業目的

「地域課題解決型起業支援補助金」（以下「補助金」という。）は、県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする者及び令和8年4月1日以降に起業をした者（以下「起業家」という。）を対象に、起業を支援することを目的とする。

### 1-2. 事業スキーム



### 1-3. 事業内容

#### (1) 事業の実施内容等

① 起業家の事業計画の審査、採択、並びに起業に要する経費への支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定及び支給

##### ア 事業計画の審査及び採択

社会的事業に知見を有する複数（3名以上）の者からなる外部委員会による審査を実施すること（外部委員には、実際に起業・事業経営を行った経験を有する者を1名以上含むこととする。）。

審査に当たっては、7-1②アに定める要件を十分に審査し、継続的かつ、安定した事業運営が可能か確認すること。

##### イ 起業家に対する交付決定等

起業支援金と移住支援金（令和8年度熊本県移住支援事業の移住支援金支給の要件に、「起業支援金の交付決定を受けていること」の設定あり。）を併給する者に対しては、採択後、速やかに移住支援金の申請に必要な起業支援金の交付決定通知を発行すること。

##### ウ 起業家の事業の開始及び実施状況の確認

交付決定を行った起業者（以下「間接補助事業者」という。）に対して事業の実施状況の確認を行うこと。手法は実地視察のみに限定せず、効率的かつ合理的な手法による確認を行うように努めること。

エ 間接補助事業者に対する支給額の確定検査

オ 起業支援金の支給（精算払い）

カ 交付決定事業の完了後から5年間の起業をした者の事業の実施状況及び収益状況の都道府県への報告

キ 起業をした者の財産管理の監督

## ② 起業者への本事業の広報・周知

広報・周知を実施する際は、可能な限り日本政策金融公庫等の政府系金融機関、大学・商工会・商工会議所、市町村の起業支援部門等の起業支援を行う団体等と連携した効果的な広報・周知に努めること。

## ③ 間接補助事業者に対する伴走支援

ア 間接補助事業者の事業計画の確認・相談（事業計画の作成代行は不可）

イ 間接補助事業者の実施状況の確認（月1回程度の確認を行い、県に進捗状況の報告を行うこと）

ウ 間接補助事業者の経理処理状況の管理・指導

エ 間接補助事業者の販路開拓等の経営支援

オ 間接補助事業者のネットワークの形成支援

## ④ 成果報告会の開催

間接補助事業者が地域課題・社会課題の解決に向けた事業内容等の成果発表の場となるイベント等を開催すること。

## (2) 間接補助事業の概要

### ・間接補助事業者

県が地域再生計画に定める社会的事業の分野<sup>※1</sup>において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業する者及び令和8年4月1日以降に起業をした者

※1 地域再生計画に定める社会的事業の分野は次のとおりです。

- ① 地域活性化に関すること。
- ② まちづくりの推進に関すること。
- ③ 過疎地域等<sup>※2</sup>の活性化に関すること。
- ④ 社会教育に関すること。
- ⑤ 社会福祉に関すること。
  
- ⑥ 環境に関すること。

※2 過疎地域等とは、次に掲げる地域とする。

- ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第3条、同法第41条並びに同法42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

・対象経費

起業者が起業に要する経費（人件費※、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等）

※人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

・補助率

1/2以内（上限2,000千円）

・要件

○熊本県内で起業を行い、熊本県内に居住又は居住する予定であること。

○執行団体の定める間接補助事業者の補助事業完了日までに個人事業開業届出又は法人の設立を行うこと。

○起業パートナー（※）と連携して事業計画書を作成していること。

（※起業パートナーとは商工会議所、市町村、金融機関等の各種支援機関）

・具体的な内容（対象範囲、要件等）は、熊本県と協議の上決定することとします。

・補助事業者（執行団体）は、熊本県の交付決定通知後、間接補助事業の交付要項及び公募要領の作成を行い、直ちに公募を行っていただきます。交付要項及び公募要領の作成に当たっては、熊本県と協議の上決定すること。

・間接補助事業者への支払は、事業実施期間内に行うこと。

#### 1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和9年（2027年）2月26日（金）

#### 1-5. 応募資格

以下の条件を全て満たす者

- (1) 熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。
  - ③県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。

## 2 補助金交付の要件

#### 2-1. 採択予定件数：1件

#### 2-2. 補助率・補助額

補助率：10/10以内

補助額上限：11,445千円

補助額内訳：①公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務に係る経費、起業に関する伴走支援業務に係る事務経費5,445千円以内

②間接補助事業者への補助額6,000千円（間接補助事業者1者への補助額上限2,000千円、補助率1/2以内）（間接補助事業者採択数は3～4件を想定）

※最終的な実施内容、交付決定額については、熊本県と調整したうえで決定することとする。

## 3 応募手続について

### 3-1. 応募先

熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課

### 3-2. 募集期間

令和8年（2026年）6月5日（金）～6月22日（月） 午後5時必着

### 3-3. 応募書類

- ・ 令和8年度（2026年度）地域課題解決型起業支援補助金補助事業者（執行団体）公募に関する企画提案書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 定款又は寄附行為（協議会等においては規約若しくはそれに類するもの）
- ・ 登記簿（法人格を有しない場合は、団体の目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- ・ 直前2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ・ 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料

#### <提出方法>

電子メールで送信すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

### 3-4. 応募にかかる注意

- (1) 質問は、質問書（様式3）により電子メールで行うこと。  
質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。  
その際、質問者名は公表しないものとする。
- (2) 企画提案書（様式1）は、A4版（縦横問わず）で記載すること。また、必要に応じ、詳細資料に絵、図を用いて分かりやすく記載すること。
- (3) 応募に要するすべての費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、必要に応じ複写する（県庁内及び審査会での使用に限る）。
- (6) 提出された応募書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則、開示する。  
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第7条第3号アの規定により非開示となり、その場合、開示・非開示の判断は、同条例に基づき県が客観的に判断する。
- (7) 応募書類の内容については、提案者の承諾なしに利用しない。
- (8) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

## 4 スケジュール

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 応募書類の提出期限 | 令和8年(2026年)6月22日(月) |
| (2) 審査会実施     | 令和8年(2026年)6月25日(木) |
| (3) 採択・不採択の通知 | 令和8年(2026年)6月下旬     |
| (4) 交付申請書提出   | 令和8年(2026年)7月上旬     |
| (5) 交付決定      | 令和8年(2026年)7月上旬     |
| (6) 実績報告      | 令和9年(2027年)2月26日(金) |
| (7) 補助金支払い    | 令和9年(2027年)3月中      |

※(2) 審査会の詳細な日時は、公募締切後に別途通知する。

## 5 選考について

### 5-1. プレゼンテーションの実施

#### (1) 開催日程

##### ① 日時

令和8年(2026年)6月25日(木)

※時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

##### ② 場所

熊本県庁

※場所の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

##### ③ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき30分(最初の15分で提案者による提案準備・説明、その後残りの15分で審査員による質疑)を予定

#### (2) 審査方法

- ① 企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員により審査を行い、受託候補者と次点者を選定する。

なお、「事業者の取組み」に係る評価の基準日は、告示日(令和8年(2026年)6月 日( ))とする。

	視 点	採 点
目的	提案の内容は目的に合致しているか。	8点
計画の内容及び実現性 (各6点)	事業の遂行に必要な組織力、人員、技術を有しているか。	24点
	事業の内容は実現可能なものであり、目的を達成するために、効果的に実施できる手法であるか。	

	経費の積算は適当か。	
	実現可能なスケジュールか。	
効果	間接補助事業者を採択するための募集及び選定の方法は適当か。(4点)	18点
	起業者からの相談対応、進捗状況の確認、準備期のセミナーの開催など起業に向けた伴走支援に必要な取組みを効果的に行う工夫がされているか。(7点)	
	起業後も地域での事業継続に係る支援など継続した伴走支援を効果的に行う工夫がされているか。(7点)	
合計		50点満点

### 5-3. 結果通知

審査結果については、プレゼンテーション実施日から5日以内を目途に書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

### 5-4. 交付申請書

補助事業者には、県に交付申請書を提出いただき、それに対して熊本県が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となる。

## 6 補助対象経費の計上

### 6-1. 補助対象経費の区分

対象となる経費は以下のとおり

#### (1) 起業者が起業に要する経費

人件費※、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等

※人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

#### (2) 公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務に係る経費、起業に関する伴走支援業務に係る事務経費

人件費※、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費（伴走支援事業の遂行上、必要となる経費） 等

※人件費については、執行団体が本事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

## 7 起業支援金の支給について

### 7-1. 支給に関する要件

#### (1) 起業者に関する要件

次に定める事項の全てに該当すること。

ア 令和8年(2026年)4月1日以降、執行団体の定める間接補助事業者の補助事業完了日(以下「完了日」という。)までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等(以下「法人等」という。)の設立を行い、その代表者となる者であること。

イ 熊本県内で起業を行い、熊本県内に居住又は完了日までに居住する予定であること。

ウ 法人等の登記又は個人事業の開業の届出を熊本県で行う者であること。

エ 起業者又は法人等の役員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

#### (2) 起業に関する要件

次に定める事項の全てに該当すること。

ア 県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業であること。

また、以下に定める①から③の全ての要件を満たす起業であること。

① 起業をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)

② 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること(事業性)。

③ 起業者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)。

イ 熊本県で起業をすること。

ウ 令和8年(2026年)4月1日以降、完了日までに起業をすること。

エ 公序良俗に反する起業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二条において規定する風俗営業等)でないこと。

### 7-2. 申請方法・提出書類

7-1(1)の要件を満たす者は、執行団体に対して、以下の書類を提出することとする。

#### 【提出する書類】

(1) 事業計画書(登記又は開業の届出先の都道府県が地域再生計画に定める社会的事

業の分野に該当しているか確認でき、かつ、7-1(2)アに定める「社会性」、「必要性」、「事業性」、「デジタル技術の活用」が確認できることが必要。

- (2) (既に法人等設立済の場合) 履歴事項全部証明書
- (3) (既に個人事業主として開業済の場合) 税務署に提出した開業届の写し
- (4) (起業者が既に別の法人等の役員に就任している場合) 当該法人等の履歴事項全部証明書 (申請日以前3か月以内に発行されたもの)
- (5) (申請時点で起業をする対象地域に居住していない場合) 本事業の完了日までに熊本県に居住する意思が確認できる書類
- (6) 反社会的勢力ではないことの誓約書
- (7) その他必要と認められる書類

### 7-3. 支給方法及び支給時期

- ・起業者は、起業支援金の交付決定を受けた当該事業(以下「交付決定事業」という。)について、開業又は法人等の設立後、完了日までに執行団体に実績報告書を提出する。
- ・執行団体は、実績報告書の内容の確認及び証憑書類の検査を行い、起業をした者に対する支給額を確定し、精算払いを行う。

### 7-4. 起業者の義務

#### (1) 実施状況報告

交付決定事業の完了後、5年間、当該事業の実施状況を県へ報告すること。

#### (2) 取得財産の管理・処分の制限及び収益納付

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第百七十九号)第22条等の規定に基づき、本事業によって取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理を行うこと。加えて、取得価額が1件当たり50万円以上(税抜)の取得財産については、交付決定事業終了後も一定期間において、その処分等につき都道府県の承認が必要となる。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、起業支援金の一部の納付を求められる場合がある。

#### (3) 交付決定事業の経理

交付決定事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証憑書類については、当該事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存すること。

#### (4) 立入検査

交付決定事業の実施状況確認のため、都道府県及び執行団体が実地検査に入る場合がある。

また、交付決定事業の完了後、会計検査院が実地検査に入る場合がある。

この検査により起業支援金の返還命令等を指示された場合には、これに従う。

#### (5) 反社会的勢力ではないことの誓約

起業支援金の申請時に反社会的勢力との関係が無いことを誓約する。

申請後から採択までの期間において、起業者又は設立される企業等の役員等が反社

会勢力であることが判明した場合、採択を行わない。

また、採択後又は交付決定後に反社会的勢力であることが判明した場合にも、採択又は交付決定の取消を行う。

## 8 特記事項

- (1) 申請内容については、そのまま実施することを予め約束するものではなく、事業の内容の詳細について、別途協議・調整のうえ、申請の内容を一部変更して交付決定することがある。
- (2) 執行団体は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、補助事業終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流出・損出が生じないようにすること。
- (4) 事業の実施にあたっては、県（地域振興課）と綿密な連携を図ることとし、実施において、疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ解決することとする。